

第3章 災害応急対策計画

d 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

e その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(オ) 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 被害状況速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票~~及び様式2（三重県災害対策活動実施要領、被害状況速報）~~に基づく内容とし、各部（各班等）から総務管理部（総務班）を経て、県地方部（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告する。

ただし、通信手段の途絶等により、県地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、直接消防庁へ連絡する。

消防庁への連絡先

（平日9：30～18：30）

N	T	T	回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL	03-5253-7527			TEL 90-49013	TEL 7-048-500-90-49013
FAX	03-5253-7537			FAX 90-49033	FAX 7-048-500-90-49033

（上記以外）

N	T	T	回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL	03-5253-7777			TEL 90-49102	TEL 7-048-500-90-49102
FAX	03-5253-7553			FAX 90-49036	FAX 7-048-500-90-49036

なお、住家の被害状況が救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記速報とは別に、~~様式A（三重県災害対策活動実施要領）による~~住家等被害状況速報を県地方部（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告する。

ウ 被害報告

被害報告の、県その他関係機関への報告責任者は、各部関係班長とする。

(ア) 中間報告

ア、イの速報の段階において、報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により、県地方部（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告する。

(イ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき各部（各班等）から各関係機関に報告する。報告要領は、中間報告と同様とする。

資料編10-8 県報告様式

3 被害状況等調査収集

第3章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報、被害状況の調査担当班は次のとおり。

分 掌 事 項	調 査 担 当 班
被害状況の総括的収集	総 務 班
被害状況のうち公共土木施設及び急傾斜地	建 設 班
被害状況のうち都市計画施設	
被害状況のうち下水道（雨水）施設	
被害状況のうち市有建築物	営 繕 班
被害状況のうち農業土木施設	産 業 物 資 班
被害状況のうち一般農林関係	
被害状況のうち一般水産関係	
被害状況のうち一般畜産関係	
被害状況のうち一般建築物	調 査 班
被害状況のうち上水道施設	水 道 工 務 班
被害状況のうち下水道施設	下 水 道 工 務 班
被害状況のうち一般商工業	産 業 物 資 班
被害状況のうち教育関係	学 校 管 理 班
被害状況のうち社会福祉施設	福 祉 班
被害状況のうち一般的関係	各 支 部

4 夜間及び休日等の被害報告の通報

夜間及び休日等において、突発的な被害等について住民又は関係機関から通報があったときは、受信者は直ちに総務班長に報告をする。総務班長は、本部長、副本部長、危機管理部長及び関係部長に連絡する。

5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

（1）発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報する。

（2）警察官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、順をへてその旨を速やかに市長に通報する。

(3) 市長の通報

上記(1)及び(2)によって「異常現象」の通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

気象官署，県，警察及びその他関係機関

6 主要交通機関の災害情報

災害時における主要交通機関の運行状況等は，必要に応じ次の機関により収集する。

(1) 近畿日本鉄道株式会社関係

平日の昼間 近畿日本鉄道(株)鉄道本部名古屋統括部運行課（電話 059-354-7021）

平日の夜間及び土，日，祝日 ” 運転指令課（電話 059-354-7022）

鉄道路線全線

(2) 三重交通株式会社関係

平日の昼間 三重交通(株)運転保安部運転指導課 電話 059-229-5537

平日の夜間及び土，日，祝日 三重交通(株)中勢営業所 電話 059-233-3501

バス路線全線

(3) 東海旅客鉄道株式会社関係

平日の昼間 三重支店 （電話 059-226-6140）

平日の夜間及び土，日，祝日 東海総合指令所（電話 052-564-2467）

関西本線（長島－亀山）

(4) 伊勢鉄道株式会社玉垣運転指令室（電話 059-384-3000）

第5節 災害広報計画

第1項 計画の主旨

住民の安全の確保，混乱の防止，民心の安定を図り，円滑な災害応急対策を実施するため，防災行政無線，テレビ，コミュニティFM，新聞，広報車，インターネットを利用したホームページ，電子メール~~や~~ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 広報内容

広報内容の主なものは，次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報に関する情報
- (3) 二次災害の危険性に関する情報
- (4) 主要道路情報
- (5) 公共交通機関の状況
- (6) 電気，上下水道，ガス等公益事業施設状況
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 医療機関の状況
- (9) 給食，給水の実施状況
- (10) 衣料，生活必需品等供給状況
- (11) 河川，港湾，橋梁等土木施設状況（被害状況，復旧状況等）
- (12) 避難所に関する情報
- (13) 被災者の安否に関する情報
- (14) 公衆浴場の情報
- (15) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のために必要な情報

2 広報手段

- (1) 市をはじめ各防災関係機関は，あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに，高齢者，聴覚障害者，視覚障害者，外国人等の災害時要援護者に配慮した情報伝達に努める。
- (2) 広報の伝達について，消防団，警察及び自衛隊等~~は~~に協力を行う求める。
- (3) 報道機関は，極めて広範囲にかつ迅速に報道することができるので，災害復旧に関する情報~~を~~は迅速に報道機関に対しても発表する。また，報道機関が行う独自の取材活動についても，積極的に協力する。
- (4) 市をはじめ各防災関係機関は，生命の危険にさらされない範囲で，「すずか減災プ

第3章 災害応急対策計画

プロジェクト」を含む，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け，市内の情報共有に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時の放送に関する協定，緊急放送設備の使用に関する協定，災害時における広報活動等に関する応援協定，すずか減災プロジェクト協定，災害に係る情報発信等に関する協定，災害時における営業情報に関する放送サービスの協定）

3 広聴活動

住民からの意見，要望，問い合わせに対応するため，住民対応窓口 （コールセンター） を設置する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 情報の受信

住民は，自らの命を守る適切な行動をとるために，市や県等が行っている災害情報のメール配信サービスへの登録に努めるほか，災害時にはテレビ，コミュニティFM等を利用して多重的かつ積極的に情報を受け取るよう心掛ける。

2 情報の発信

住民は，生命の危険にさらされない範囲で，「すずか減災プロジェクト」を含む，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け，市内の情報共有に努める。

第6節 消防・救急計画

【消防応急対策計画】

第1項 計画の主旨

大規模な災害が発生した場合における消防応急対策については本計画の定めるところによる。

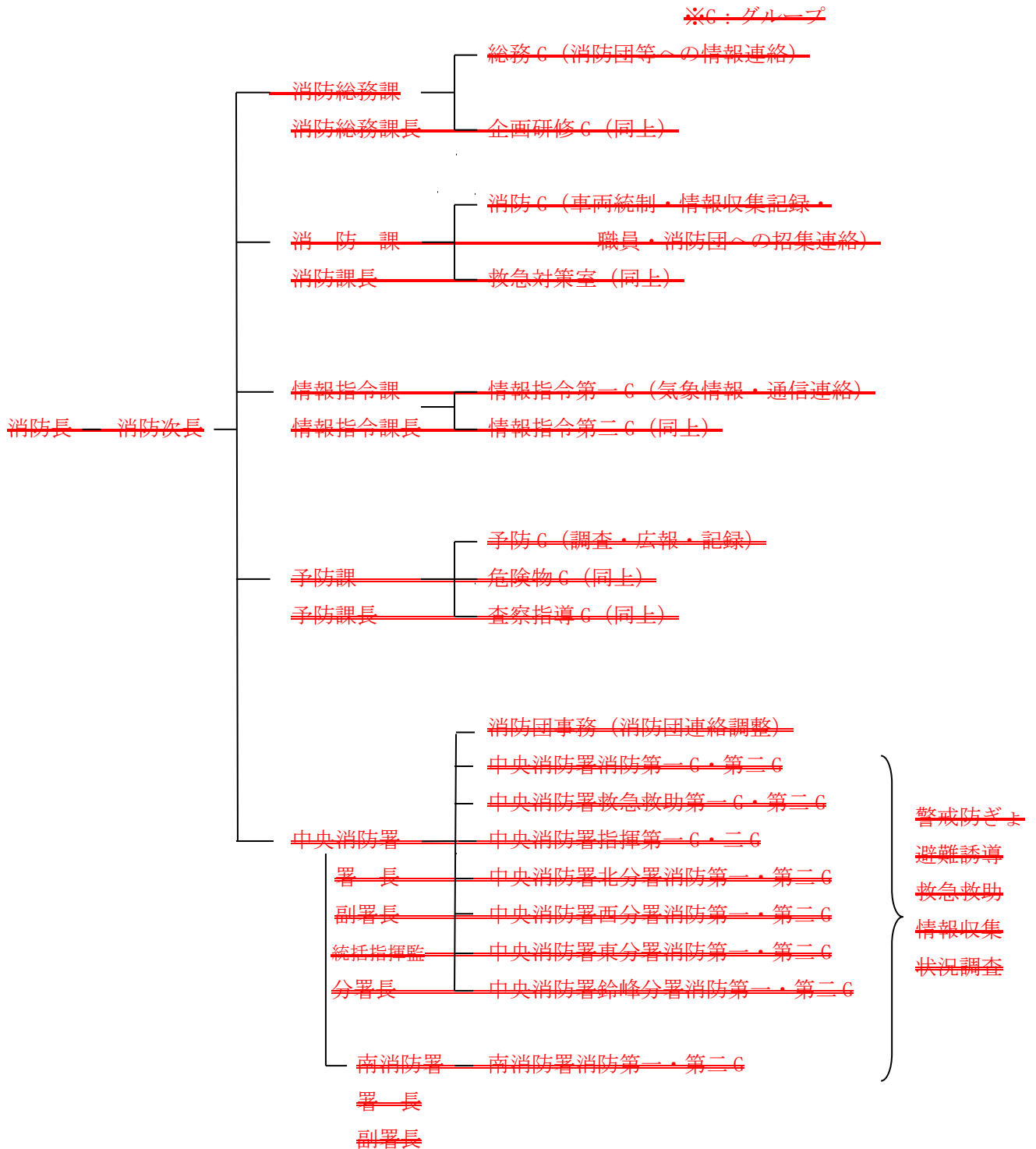
第2項 市が実施する対策（消防対策部）

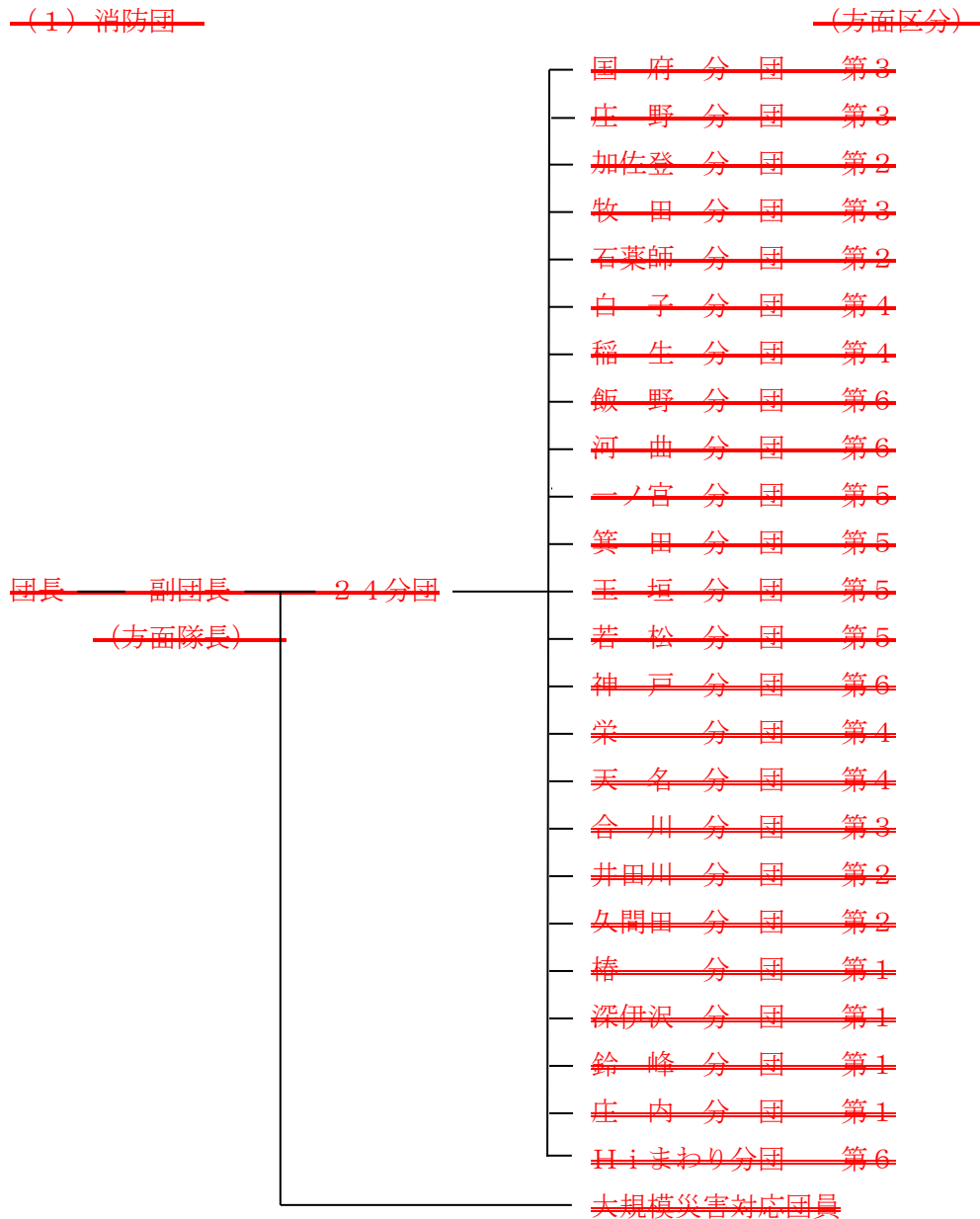
1 消防活動の主体

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、市が主体となり消防機関を動員して実施する。

消防組織

(1) 消防本部（署）





~~災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規程により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。~~

2 消防施設の整備

機械器具の点検、整備をさらに徹底し、出動に遺憾のないようにする。

また、整備計画に基づき消防水利の充実を図る。

- (1) 災害の重要度に応じて分団車の移動配置を行う等応急の措置を講ずる。
- (2) 消防車要員の編成を車長以下4～6名とする。

3 応援協力関係

(1) 隣接市町との相互応援

市の消防力をもって火災等災害の鎮圧が困難な場合は、隣接市町に対し応援を要請する。

なお、応援要請に係る応援区分、費用負担区分等については、あらかじめ隣接市町と協定を結んでおく。

(2) 知事への要請

他市町に応援の要請をする場合は、知事にその指示を仰ぐことができるものとし、同時に必要に応じて、県の応援も要請する。

(3) 県内全ての市町及び消防組合への要請

近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内全ての市町及び消防組合に応援出動を要請する。

資料編 16-~~14~~15 三重県内消防相互応援協定

(4) 緊急消防援助隊の出動要請

知事は、災害の状況により特に必要があると認める場合には、消防庁長官を通じ緊急消防援助隊の出動を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（緊急消防援助隊の集結場所として株式会社モビリティランド鈴鹿サーキット敷地及び施設の借用にかかる覚書）

4 災害時における救急業務対策

災害時における救急業務は、消防機関、市の医療機関、運輸業者等の協力を求めて実施~~し~~、市のみではこれら救急業務が不可能な場合には、隣接市町村に対し応援を要請する。

なお、あらかじめ応援協定等を結んでおく。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（消防本部とジャパンレンタカー(株)と貸渡自動車に基づく覚書、アドベンチャーボート借用にかかる覚書）

5 火災気象通報の取扱

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から伝達される火災気象通報の発表基準及びその取扱は、次による。

(1) 火災気象通報

津地方気象台長から通報される火災気象通報は、概ね次の基準による。

（降雨・降雪中は通報しないこともある。）

ア 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下となる見込みのとき。

イ 最大風速が13 m/s 以上となる見込みのとき。

ウ 実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下・最大風速が10 m/s 以上となる見込みのとき。

(2) 火災警報の発表

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

【林野火災空中消火対策計画】

第1項 計画の主旨

市の森林面積は3,586haとなっており、ひとたび火災が発生すると地理的条件等によって、従来の地上消防活動は極めて困難であると予想されることから、迅速的な消火活動を実施し、貴重な森林資源を守るため、本計画により県を介して空中消火活動を行う。

第2項 市が実施する対策（消防対策部）

1 空中消火等の概要

本計画でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその近傍に消火剤を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた作業をいう。

2 空中消火の実施

市長は、市防災計画に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の置を講じる。

(1) 初動体制

ア 災害情報等の報告

市長は、市防災計画の定めるところにより災害情報等を報告する。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定に当たっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易である場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、「第3章第2.6節自衛隊災害派遣要請計画」に定める所要の措置をとる。

（河川の水位が通常の場合は、河川敷の使用を検討する。）

資料編9-4 臨時ヘリポート一覧表

3 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

4 自衛隊の災害派遣要請

空中消火を実施するに当たり、林野火災が大規模化した場合など、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、定められた手順により要請を行う。

5 報告

空中消火を実施した場合，速やかにその概要を県（災害対策課）に報告するものとする。

報告事項

- (1) 林野火災の場所
- (2) 林野火災焼失面積
- (3) 災害派遣を要請した市名
- (4) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (5) 散布回数（機種別）
- (6) 散布効果
- (7) 地上支援の概要
- (8) その他必要事項

第7節 水防活動計画

第1項 計画の主旨

災害発生時には、港湾、河川、ため池等の護岸・堤防の損壊、海岸堤防の損壊、山腹の崩壊などによるせきとめ、溢流、氾濫などによって水害が生じることが予想される。

このため、水防活動としては、港湾、河川、海岸堤防、ため池等その損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早急に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

水防活動における応急対策は、「鈴鹿市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

第2項 市が実施する対策

1 監視、警戒体制（危機管理班、福祉医療対策部、土木対策部、産業物資対策部、消防対策部）

（1）巡視

水防管理者、水防団長は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡して必要な措置を求める。

（2）非常警戒

水防管理者は水防警報が発表された場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡するとともに、水防作業を開始する。

（3）水門、えん堤、ため池等の操作

水門、えん堤、ため池等の管理者（操作責任者）は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

その操作に当たり、危険を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに一般に周知させる。

ただし、操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難を優先する。

さらに、水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に災害時要援護者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

管理者は毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障のないように点検整備を行う。

資料編2－1 防災重点農業用ため池

資料編2－2 その他の農業用ため池

(4) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に災害時要援護者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

2 資機材の配備（総務管理部，産業物資対策部，土木対策部，消防対策部）

災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検，整備及び配備等の準備を行う。

3 応急復旧（土木対策部，産業物資対策部，消防対策部）

堤防，ため池，樋門等が決壊したときは，水防管理者，水防団長，消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で，でき得る限り被害の拡大を防止するとともに，二次災害の発生を抑止するため，早期に応急復旧工事を行う。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧（災害時における避難生活の環境向上に必要な設備等の設置支援に関する協定，災害時等における雨水ポンプ場等の事業継続支援等に関する協定）